

市内で暮らす
新婚さんを応援します

新婚世帯に対して、住宅の購入費用、賃貸住宅の賃借に係る費用、引っ越しの際に要した費用など、新生活のスタートアップの費用を支援します。

【対象要件】令和5年3月31日までに婚姻届を提出して受理された、次の全てに該当する夫婦

- ① 補助申請日において、新婚世帯の夫婦の住民票に記載された住所が申請する住宅の所在地になっており、申請日から継続して市内に居住する意思があること
- ② 婚姻日(婚姻届を提出し受理された日)における夫婦いずれかの年齢が49歳以下であること
- ③ 夫婦の双方または一方が、過去にこの制度に基づく補助金交付を受けていないこと
- ④ 住居の取得費について、登米市住まいサポート事業補助金の交付を受けないこと
- ⑤ 夫婦が市税を滞納していないこと
- また、夫婦が市外から転入している場合は、転入前の市町村民税について滞納が無いこと

【補助上限額】補助対象経費を

【補助対象経費】

住宅取得費用	婚姻を機に、新たに市内で住宅を購入する際に要した費用/新築費用、建売住宅または中古住宅の購入費用
住宅賃貸費用	婚姻を機に、新たに市内で住宅を賃借する際に要した費用/3か月分の家賃および共益費、敷金、礼金、仲介手数料 ※勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合は、その額を除きます
引越費用	婚姻に伴う夫婦の引越費用/引越業者または運送業者に支払った費用(市内への転居に限る)

合計した金額(補助上限額) 30万円

※申請する場合は、事前に担当課へ連絡ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(子育て支援係)
☎0220(58)5562

住宅用新エネルギー設備の
設置費用を補助

新エネルギー設備の導入を促進するため、機器の購入や設置費用を補助します。

【対象機器】木質バイオマス燃焼機器

【対象者】次の要件を全て満たす人
① 市内に住所があり、住宅に機器を設置すること
② 交付決定日以降に機器を設置すること
③ 市税に滞納が無いこと
④ これまで当該補助金を交付されていないこと

【補助金額】補助対象経費の3分の1(補助上限額10万円)

【申込方法】申請書と必要書類を提出ください

※申請書は市公式ホームページからダウンロードできます

【申込期限】令和5年3月10日(金)※予算額に達した時点で受け付けを終了します

【申し込み・問い合わせ】市民生活部環境課(環境政策係)
☎0220(58)5553

登米市ときめき生活
応援商品券を配布します

コロナ禍における市民への生活支援、市内経済を活性化するため、市内取扱店で行うことができる「登米市ときめき生活応援商品券」を配布します。

【配布】一人あたり3千円分

【対象者】5月1日時点で登米市に住民登録がある人

【配布期間】6月30日までに、ゆうパックで送付します
※世帯主へ世帯分の「商品券」

を配達します

【利用可能期間】7月1日〜12月31日

【問い合わせ】産業経済部地域ビジネス支援課(地域ビジネス支援係)
☎0220(34)2706



詳細は市公式ホームページを確認ください

病院事業だより

⑤登米市病院事業における米谷病院の機能と連携

～市民の皆さんと未来の病院事業と一緒に考えるため、登米市病院事業についてシリーズで紹介します～



米谷病院 千葉 正典 院長

最近の医療制度は複雑になってきました。増え続ける医療費削減のため、国は昔のような一般病床だけでなく、医療費制限を加えた病床をつくりました。一般の人にはなじみがなく、登米市市民病院、米谷病院、豊里病院の市立三病院が同じ病院のように見えるでしょうが、実は違います。登米市市民病院は必要な医療を施した分だけ医療報酬が付与される一般病床、米谷病院と豊里病院は医療予算の枠の範囲内で包括的に治療を行う「地域包括ケア病床」と「療養病床」で構成されています。本来は、一般病床で症状が安定すると早期に退院する事になっていますが、地域包括

ケア病床は、急性期を経過し、症状が安定した患者に対して在宅や介護施設への退院に向けた医療や支援を行う病床になり、最大60日の入院が可能です。また療養病床は、継続的に入院加療を必要とする慢性疾患の患者(点滴栄養継続や酸素継続投与が必要な病状など)が入院する病床となり、機能を明確に分化しています。以上のことから米谷病院の機能は、軽症の救急と、急性期病状は落ち着いたものの自宅に帰るのはまだ無理であるとか、リハビリしてから家に帰りたい、または大腸ポリープ切除のために入院が必要といった患者の治療と療養が中心になります。この複雑な病床をうまく利用するためには、ケアマネジャーや病院の地域医療連携室の相談員が重要な役割を担います。高齢者や急変しやすい持病の家族がいる際は、普段から主治医のみならず、これらの職員と急変時の対応と医療連携について普段から話し合っておくことが大切です。

■米谷病院の役割

登米市立米谷病院は、地域住民の医療、健康管理および衛生思想向上の必要性から、住民の自主的組織である産業組合を基盤に医療機関設立の気運が高まり、1944年1月「米谷久美愛病院」として開設が許可され、翌年の45年1月に診療を開始しました。その後、2005年4月の市町村合併により「登米市立米谷病院」となり現在に至ります。11年の東日本大震災で建物に大きな被害を受けたため、19年2月1日に新築の病院として生まれ変わりました。新たに電子カル



テを導入、院外処方への転換、CTなどのX線設備、臨床検査機器を一新し、ポリープ切除など内視鏡治療もスムーズにできるようになりました。超音波検査も頸部、腹部、心エコーが可能です。

また米谷病院では、訪問診療、学校や職場などの各種検診、特別養護老人ホーム嘱託医や、救急告示病院など、地域の人たちが安心して暮らせる医療と、皆さんから支持される病院を目指しています。

【稼働病床数】地域包括ケア病床=32床、療養病床=48床

【診療科】内科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科

【その他】難病医療協力病院、重症心身障害児(者)医療短期入所施設

【診療・検診に関する問い合わせ】米谷病院事務局(医事係) ☎0220(42)2007